

8. 入札の状況

電気設備関係の更新工事について平成12年度からの入札状況は以下のとおりである。

(1) 工事名 藤木団地配水流量計更新工事

入札期日 平成12年 9月22日

予定価格 17,390,000円

落札率 96.6%

入札人氏名	第1回	第2回	結果
T社	16,800,000		落札
F社	19,215,000		
Y社	18,270,000		
M社	17,850,000		
H社	18,900,000		

(2) 工事名 江島No.2. 3増圧ポンプ制御盤更新工事

入札期日 平成12年12月 8日

予定価格 47,500,000円

落札率 97.3%

入札人氏名	第1回	第2回	結果
T社	46,200,000		落札
F社	52,500,000		
M社	50,400,000		
H社	49,875,000		
D社	51,450,000		

(3) 工事名 江島増圧ポンプ場高圧受電盤等更新工事

入札期日 平成13年12月21日

予定価格 70,350,000円

落札率 100.0%

入札人氏名	第1回	第2回	結果
T社	70,350,000		落札
H社	72,975,000		
F社	72,450,000		
D社	72,660,000		
M社	71,925,000		

(4) 工事名　浄水場高圧引込受電盤等更新工事

入札期日　平成14年 9月20日

予定価格　26,542,000円

落札率　　98.9%

入札人氏名	第1回	第2回	結果
T社	26,250,000		落札
H社	27,300,000		
F社	26,670,000		
D社	26,985,000		
M社	26,985,000		
Y社	27,300,000		
K社	27,142,500		
A社	27,048,000		
S社	26,775,000		
N社	26,670,000		

(5) 工事名　浄水場変圧器一次盤等更新工事

入札期日　平成15年12月16日

予定価格　41,867,000円

落札率　　99.1%

入札人氏名	第1回	第2回	結果
T社	41,475,000		落札
H社	43,575,000		
F社	42,630,000		

D社	42,840,000		
M社	42,525,000		
Y社	42,840,000		
K社	42,420,000		
A社	42,630,000		
S社	43,260,000		
N社	43,050,000		
C社	42,861,000		
G社	43,575,000		

上記のとおり、平成 12 年から平成 15 年度において実施された 5 件の入札においては、同一企業が落札をしている。

第3. 監査結果

1. 開発費について

貸借対照表に繰延資産として計上されている開発費2,300万円は、将来の収益に貢献もしないし、その支出した効果が将来にわたって継続もしない。資産性が無く、一時に償却すべきである。これは令第26条第2項に反している。

開発費として計上されているのは、平成13年度に工業用水管布設延長調査業務委託費である。内容は江島配水池以西の余裕水量を有効に生かすため今後企業進出が見込める三津工業団地までの基本設計と取水権量のうち未取水量である日量約40,000m³を生かすために東脊振地区を含めた神埼郡周辺及び佐賀市北部地区への給水基本計画である。

この調査に基づく基本設計と給水基本計画を実現に移すには、かなりの設備投資資金が必要となるが、計画実施による新たな需要家の増加も低迷する経済環境下では一気に増加することは予想できず、企業の利用する水源の多様化、節水意識の徹底等、工業用水の需要増に結びつく状況に乏しく、調査以降今日までこれらを利用する目処は全くたっていない。このため、経理処理もそれまでは建設仮勘定に計上し計画実行を視野に入れていたが、計画実行が何時になるのか目処がたたないうえに支出した金額が2,300万円と多額に上るため、平成15年度に繰延資産の開発費に振替え、平成16年度から5年間で費用化することにした。

企業会計の観点からは、将来の収益に貢献もしないし、その支出した効果が将来にわたって継続しないものを擬制資産とする慣行は無い。

また令第26条第2項には、『 将來の事業年度に影響する次の各号に掲げる営業経費は、その全部又は一部を繰延勘定として整理することができる。 1. 企業債発行差金 2. 開発費 3. 試験研究費 4. 退職給与金 』と例示している。

従って将来の事業年度に影響を与えないこの開発費は、資産性が無く、一時に償却すべきである。

以上の結果、貸借対照表の資産合計額及び当年度未処分利益剰余金は、2,300万円過大に計上されており、損益計算書の当年度純利

益も2,300万円過大に計上されている。

2. 修繕引当金について

修繕引当金の平成15年度末残高は約5,400万円であるが、過去5年間の平均修繕実績額の1.5倍強もある。昭和63年度以降予算に計上した修繕費とその執行額の差額を、単純に修繕引当金へ計上してきた。令第9条第6項及び財務規程第20条第2項並びに同別表第2の趣旨を逸脱している。

令9条第6項は、『地方公営企業は、その事業の財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態にそなえて健全な会計処理をしなければならない。』と規定している。認められた会計処理の方法が数種類あった場合、公営企業の健全経営を達成するためにより健全な方法と考えられるものを採用することである。

財務規程別表第2の修繕引当金に関する説明によれば、『将来発生することが予想される多額の修繕費の準備のための引当金』となっている。

修繕費及び修繕引当金残高の過去5年間の推移は、次のようになっている。

修繕費及び修繕引当金残高の推移

単位：千円

年 度	修繕費	修繕引当金残高	引当金対前年增加額
H11年	41,923	30,415	—
H12年	46,236	43,132	12,717
H13年	34,354	43,709	577
H14年	26,886	48,165	4,456
H15年	26,684	54,008	5,843
5年平均	35,217		

修繕費は平成12年度が過去最高の発生額で、年間4,000万円

を超えたのは平成11年度と12年度だけであった。しかし、この5年間を見ても常に修繕の執行額は予算計上額以下であった。

修繕引当金が上記のように毎年増加する原因は、公営企業の経理の手引（地方公営企業制度研究会編 財団法人地方財務協会）に、地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達を解説し『修繕引当金について問題となるのは、各年度の修繕費とみなすべき額はどの程度かという点であるが、これは、その引当の目的にもよるもので、特定資産の大修繕のためのものであれば、そのための修繕費が各年度において均等に計上されるようにすべきであるし、一般的に修繕費の額を平均化しようという目的であれば、過去数カ年の平均修繕費の額か、又は資産の帳簿原価の一定割合の額を計上することが適当である。これにより修繕費の執行額が予算を下回った場合は残余を修繕引当金に振り替えるものとし、また予算を上回った場合は予算を補正することなく、修繕引当金を取り崩して措置することにより、修繕費の額を平均化することができる。』との記載があるのを援用し、単に修繕費の執行額が予算を下回った場合は残余を修繕引当金に振り替えたことによる。

しかし、公営企業の経理の手引に記載されている予算額のあまりを修繕引当金に振り替えることができる場合の条件は、過去数カ年の平均修繕費の額か、又は資産の帳簿原価の一定割合の額を予算に計上した場合である。

工業用水道局の修繕費予算額は、上記修繕費及び修繕引当金残高の推移の修繕費（予算執行額の余りを修繕引当金に計上しているので、修繕費の欄に記載されている数字が修繕費予算である。）の欄に記載されている金額を見て分かるように、毎年度の修繕箇所を見積もりその費用を見積もり計上したものである。したがって、前提条件が全く違うにもかかわらず修繕費の予算執行額の余りを修繕引当金に振り替えることはできない。

工業用水道局の平成16年度以降の修繕計画に修繕費が多額に及ぶようなものはない。したがって、工業用水道局が貸借対照表に計上している修繕引当金に負債性は無く、修繕引当金を全額取り崩して利益に振り替えるか、若しくは、修繕費予算を計上せず、修繕のつど修繕引当金を取り崩していくべきである。

3. 企業債の起債について

平成12年度に江島配水池増設工事等一連の工事代金の支払いに充てるため、3億4,600万円の企業債を起債した。この起債は手持ち資金並びに事業計画や収支見込を十分に検討すれば不要であったはずである。この起債を行ったため、完済までの支払利息を約9,627万円負担することになった。

平成11年度末の現金預金から流動負債を控除した残高は、約6億1,308万円あり、かつ平成10年度以降は企業協力金も無かったが、7,000万円以上の当年度純利益を計上してきた。単年度の資金の留保額も1億円を上回ってきた。

平成12年度の建設改良費（設備投資額のこと）は、約3億5,100万円であった。平成10年度から13年度にかけて毎年度1億円以上の建設改良費が支出されていたが、それでも単年度の内部留保資金の増加は毎年度1億円を超えていた。

工業用水道局は予算を県議会に提出し議決を得る必要があるため、毎年度の事業予算は言うに及ばず数年先までの予算案は作成されていたはずである。ちなみに、平成15年度では、平成16年度以降平成25年度までの収支見込が作成されている。この様な状況で、起債後数年で現金預金が相当額確保できることは当然予測できたはずである。

平成15年度の現金預金並びに有価証券の合計は14億788万円、それに対する実質的な負債は退職給与引当金1億7,054万円と未払金他の5,855万円の合計2億2,909万円であり、差引11億7,879万円現金預金残高が多い。

起債の内訳は、公営企業金融公庫から2億1,200万円（5年据置、20年償還、金利年率1.7%）と、財務省資金運用部から1億3,400万円（5年据置、23年償還、金利年率1.6%）である。

この企業債による支払利息の完済までの総額は、約9,627万円である。預金についてはペイオフの心配や低金利下で預金利息も期待できないのに対し、企業債利息は、たとえ企業債の繰上げ償還を行ったとしてもペナルティとして完済までの利息総額を弁済する必要がある。

公営企業としての意思決定がどのように為されたのか今ではよく分

からないが、今後は資金調達等長期間経営に影響を与えるような事項については、協議機関の設置を行い十分に協議し、予測される厳しい経営環境に対処し徹底した経営管理と資金管理を行うべきである。

4. 減価償却について

減価償却を行わないものについての基準が明確でない。平成15年度末で減価償却不足額は機械装置約713千円、構築物約6,975千円ある。

工業用水道局は、当初より補助金で取得した部分に相当する分について減価償却を行っていない。地方公営企業法施行規則第8条第4項の規定『 固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これに類する金銭又は物件（補助金等という）をもって取得したものについては、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充当した補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして、各年度の減価償却額を算出することができる。』を適用したことによる。

これは、工業用水道料金の算定要領に、工業用水道料金算定の元になる総括原価を構成する減価償却額は、料金引き下げ目的で交付された補助金等の金額部分を含めないと規定によるものである。

一方、工業用水道局は寄付を受けた資産については、当初減価償却を行っていたが、平成13年4月以降に寄付を受けた資産については減価償却を行っていない。適正な利益算定のためには当然ながらすべての資産について減価償却を行るべきである。

従って、平成13年4月以降に寄付を受けた資産について減価償却を行わなかったことは、処理の一貫性を欠くとともに、適正な利益算定をゆがめている。

5. 入札に係る予定価格の算定について

予定価格の基礎となる見積単価の決定作業で、見積依頼を入札指名予定業者のうちの1社にのみ依頼していた。技管第260号違反。

技管第260号（平成14年8月5日付）によると、『 見積依頼は所属長により文書で依頼することになっている。またその依頼先は、指名業者の中から3社以上に依頼し、特定の協会等の団体が作成した見積りは、独占禁止法に抵触する恐れがあるため、原則使用しないこととする。 』ある。この規定は、平成14年7月30日以降「 契約事務の事前承認伺が決裁された工事 」に適用される。

平成15年12月16日に入札が行われた工事については、少なくともこの技管第260号が適用されるべきであったが、従前のまま1社のみに見積を依頼していた。

見積依頼先が1社だけになった理由は、更新工事の対象となった従前の設備が見積依頼先製であったためである。近年談合若しくは官製談合と、外部から見て明瞭性に欠ける入札についての批判は高まるばかりである。

入札の状況で記載している5件の入札について、見積は1社のみに依頼され、その依頼された企業が5件とも落札した。いずれの入札にも5社以上が参加しており、平成15年12月16日の入札は12社が参加していた。結果はもちろん予定価格の範囲内で、最低価格で落札されており問題は無かったと判断される。

しかし、県民すべてが納得できるような手続きに早急に改善すべきである。

6. 隨意契約について

施設設備の運転・監視等業務委託について、随意契約により委託している。随意契約にあたって、複数の業者から見積を取っていない。これは佐賀県東部工業用水道財務規程第109条の2及び、佐賀県財務規則第112条第2項に反している。

平成9年度に13社で工業用水道局の施設設備の運転・監視等業務委託に関し指名競争入札を行い、N社が落札した。平成10年度からN社が受託し、引き続き随意契約により委託している。

その随意契約理由書によると

- ① 他の業者に委託することは、停電、漏水等の突発事故への対

応に問題があり、当水道局の業務の円滑化が図られないこと

- ② 委託実施にあたっては、N社の技術員を当水道局で実地研修をし、なおかつ定期的に訓練等を行いながら充実が図られていること
- ③ よって体制が整っており、実績も充分であるとの理由で地方自治法施行令第167条の2第1項2号の競争入札に適しない

としている。この7年間の間に夜間、休日の電気技師の配置等委託内容も追加されたこともあり委託費が1.5倍も増加した。

佐賀県財務規則112条第2項に「随意契約を行おうとするときは、原則として、2人以上から見積書を取らなければならない」としている。ところが、上記随意契約理由書記載の理由により、他社の見積書は取っていない。

同第112条第3項は、「特許及び特殊技術に係るものについて指名競争入札を行い、又は随意契約を行おうとする場合においては、前項の規定は適用しない」と規定している。

N社の工業用水道局の施設設備運転・監視等業務が特殊技術に該当するのかどうかであるが、平成9年度に指名競争入札を行った経緯からすれば、特段の特殊技術とも考えにくい。この委託している業務は、それ以前は工業用水道局の職員がやっていた仕事内容を委託したもので、特段に特殊技術を要するものでないことから、第3項をもって理由とすることには無理がある。安易に特殊技術と決め付け随意契約を結んではいなかったのか。

業務の担当者を交代させる若しくは競争させる理由として、

交代させることにより違った視点で今までの業務を見直し、改善すべき事項等が速やかに改善される。

更には競争することにより受託側も効率的な業務の推進を目指し、契約額自体も下がることが期待される。

ことを挙げることができる。

長年同一企業に委託することが、必ずしも委託者・受託者の双方にとって有利であるとは限らない。

また、佐賀県は地域経済の活性化と雇用対策のため「ローカル発注」を推進している。このことは地元企業を育成するという趣旨であるこ

とからも、地元企業にN社に匹敵する技術力を持った企業があるとすれば入札参加の機会を増やし互いに競争させることは有意義である。